

第1号様式

令和8年2月17日

提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	令和8年度かながわ観光連携エリア推進事業に係るアドバイザー業務委託
業務の仕様等	別添「令和8年度かながわ観光連携エリア推進事業に係るアドバイザービジネス委託仕様書」のとおり
契約期間 (または履行期限)	契約締結日から令和9年3月31日まで
業務実施要件	<ol style="list-style-type: none">1 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。2 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。3 「令和8年度かながわ観光連携エリア推進事業に係るアドバイザービジネス委託企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）に示す業務を履行する能力を有すること。4 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。5 最近1年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。6 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。8 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。9 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。10 日本国内の法人格を有する者であること。
提案していただく内容	募集要項に記載のとおり
審査会開催予定日	令和8年3月5日から令和8年3月11日
その他	当該契約の相手方決定の効果は、令和8年度神奈川県当初予算に係る議会の議決がなされ、令和8年4月1日の令和8年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

- * 選定に当たっては、消費税を含むすべての税金を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、見積額に必要なすべての税金を加算し、合計額を記載してください。
なお、合計額算出にあたり1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があつたものとします。
- * 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和8年2月24日17時まで（必着）

に参加意思表明書を提出するとともに、令和8年3月4日17時まで(必着)に次の担当所属あて提案書の提出をしてください。選定結果については、令和8年3月中旬(予定)までに通知いたします。

なお、上記内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

* 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。

(1) 業者調査への協力

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等

(担当所属名) (公社) 神奈川県観光協会	(問合せ先) 県事業推進部 荒木 Tel 045-681-0007
--------------------------	---